

(別表1)

狩猟免許等取得支援補助金の補助対象経費等

補助内容	補助対象経費	補助対象条件	補助金額	補助対象外	備考
狩猟免許等取得支援	1 狩猟免許取得関連経費	①鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第39条に定める狩猟免許（第一種に限る）を新規に取得したものの。 ②鉄砲刀剣類所持等取締法第4条に定める猟銃の所持許可を新規に取得したものの。 ③過去に狩猟免許や鉄砲の所持許可を取得していた者が一度止め、再度狩猟免許や猟銃の所持許可を取得する場合も、補助対象とする。 ④3の経費は、上記①の交付対象者に限る。	上限5万円 ※ 補助対象経費に対し、市町村等から補助がある場合は、県補助金と市町村等補助金の合計額が補助対象経費を上回らない範囲で補助する。	令和4年2月15日以前に取得した狩猟免許及び鉄砲所持許可の取得に要した経費。 ※ 住所を有する自治体に補助制度がある交付対象者で、当該自治体の補助額の確定に時間を要し申請期限に間に合わない場合は、翌年度の申請も可とする。 ※ 銃砲所持許可にあっては、教習資格認定を受けてから銃の購入まで、2年以上を要する取得ケースもあることから、令和4年2月16日以降に支払った関連経費（狩猟免許取得関連経費も含む）補助の対象とする。	(注1)提出不要な根拠書類 ・狩猟免許試験申請手数料 ・狩猟者登録手数料
	・狩猟免許事前講習会受講料				
	・狩猟免許試験申請手数料				
	・医師の診断書料				
	2 銃砲所持許可取得関連経費				
	・猟銃等講習会手数料				
	・射撃教習資格認定申請手数料				
	・戸籍抄本手数料				
	・身分証明書手数料				
	・住民票手数料				
	・猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料				
	・医師の診断書料				
	・写真代				
	・射撃教習費				
	・射撃教習用実包購入費				
・猟銃所持許可申請手数料					
散弾銃等購入支援	3 狩猟者登録等関連経費	①初めての散弾銃所持であること。 ②銃砲店から購入したものに限る。 ③過去に散弾銃を所持していた者が一度廃銃し、再度散弾銃を所持する場合も、補助対象とする。	上限5万円 ※ 補助対象経費に対し、市町村等から補助がある場合は、県補助金と市町村等補助金の合計額が補助対象経費を上回らない範囲で補助する。	①令和4年2月15日以前に所持したもの ②更新又は複数の鉄砲所持を目的とした購入 ③銃砲店以外から購入した場合（例：個人から個人への売買等）	
	・狩猟者登録手数料				
	・猟銃税				
	・各猟友会費				
	・ハンター保険料				
	・散弾銃				
	・ガンロッカー				
・装弾ロッカー					
ライフル銃等購入支援	・洗い矢	①初めてのライフル銃所持であること。 ②銃砲店から購入したものに限る。 ③過去にライフル銃を所持していた者が一度廃銃し、再度ライフル銃を所持する場合も、補助対象とする。	上限7万円 ※ 補助対象経費に対し、市町村等から補助がある場合は、県補助金と市町村等補助金の合計額が補助対象経費を上回らない範囲で補助する。	①令和4年2月15日以前に所持したもの ②更新又は複数の鉄砲所持を目的とした購入 ③銃砲店以外から購入した場合（例：個人から個人への売買等）	
	・潤滑油				
	・銃カバー、銃ケース				
	・スリング				
	・弾帯				
	・ライフル銃(※装薬銃に限る)				
	・ガンロッカー				
・装弾ロッカー					

(注1) 狩猟免許試験及び狩猟者登録については、県が実施するものであり、別途確認できるため。